

新型コロナウイルス対策として 市独自事業を実施

市長 富山 稔



新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、市民の皆様には国・県・市からの呼び掛けにご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

また、医療現場をはじめ、社会生活を営む上でさまざまな仕事に従事されている皆様には、敬意を表すとともに感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい生活状況が生じていることから、市では以下のとおり独自事業を実施することとしました。また現在、さらなる独自事業も検討しています。これらの事業を通じて、新型コロナウイルス感染症による影響を少しでも和らげ、市民の皆様と力を合わせてこの難局を乗り越えていきたいと思っております。

市独自事業の内容	事業費	ページ
P C R 検査センター設置等支援・P C R 検査受診者自己負担分の全額助成	約1,430万円	3
中小・小規模事業者売上回復支援金	3億2,000万円	4
商店街等応援支援金	1,050万円	
テイクアウト等支援金	504万円	
マル経融資(小規模事業者経営改善資金)の利子補給	117万円	5
ひとり親家庭等子育て支援臨時給付金	6,406万円	
ワンストップ窓口を開設	229万円	
合計	約4億1,736万円	

※詳しくは、各記事の内容をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の対策 (5月19日時点)

個…個人向け 事…事業主向け

個 助成 P C R 検査センター設置等支援・ P C R 検査受診者自己負担分の全額助成

健康増進課 ☎ 774-1411・774-1414
☎ 774-8188・776-7355

5月19日に上尾市医師会が市内にP C R検査センターを設置しました。これにより、保健所を経由することなく、医師が必要と判断した場合には、P C R検査の依頼を行うことができます。市は設置に必要な医療資機

材などの支援を行います。

5月19日以降にP C R検査を受けた人には、その際発生する初診・再診料などにかかる自己負担相当額約1,800円)を市が負担します。 ※市外で受けた人は、申請が必要です。

個 給付 特別定額給付金

福祉総務課 ☎ 775-5118・☎ 775-9846

特別定額給付金の郵送による申請を開始しました。
対 令和2年4月27日現在、上尾市に住居登録がある人
【支給額】1人当たり10万円 ※受給権者は、その人が属する世帯の世帯主です。 【申請の流れ】①5月27日から順次、申請書を送付②申請書に必要な事項を記入し、振込先口座と世帯主の本人確認ができる物の写しなどを添付

して、返信用封筒で郵送③市が申請内容を審査し、届出口座に振込 【支給時期】申請書を受け付け次第、順次支給 【申請期限】9月8日(火) ※詳しくは、コールセンター(☎772-9525)に相談してください。

※特別定額給付金をかたる詐欺にご注意ください。

時 とき 所 ところ 内 内容 対 対象 費 費用・金額 定 定員 持 持ち物
申 申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問 問い合わせ ※記載のないものは「無料」

個…個人向け 事…事業主向け

事給付 中小・小規模事業者売上回復支援金

商工課 ☎777-4441・☎775-5024

☑事業継続に向けた取り組み全般への支援金を支給 ☑市内で事業を行う中小・小規模事業者(個人事業者を含む) 【支給額】一律5万円(1回だけ) ☑7月31日(金)まで(当日消印有効)に申請書に必要書類を添付して、郵送で商工課(〒362-

0042谷津2-1-50)へ ※感染拡大防止のため、窓口では受け付けません。 ☑中小・小規模事業者売上回復支援金専用ダイヤル☎070-3342-9786、070-3344-4684(土)(日)(祝を除く9~17時)

**事給付 商店街等応援支援金
(商店街等活力再生推進事業支援金)**

上尾商工会議所 ☎773-3111・☎775-9090
(土)(日)(祝を除く9~17時)

☑感染予防用品の購入、感染症対策の情報発信、消費喚起のキャンペーンなどの経費の一部を支給 ☑市内の商店街、連合会、任意の事業者グループなど 【支給額】①衛生管理購入事業/1団体につき最大店舗数×2万円(上限50万円)②P R・情報発信事業/1団体につき最大店舗数×1万円(上限10万

円)③消費喚起キャンペーン事業/1団体につき最大店舗数×4万円(上限100万円) ※1事業、1団体、1店舗、1回だけです。 ☑令和3年3月31日(水)まで(当日消印有効)に申請書と必要書類を用意して直接、上尾商工会議所へ

事給付 テイクアウト等支援金(地域宅配事業等支援金)

☑飲食事業者が新たにテイクアウトやデリバリーを開始する際の初期経費や、テイクアウト等で販売する新たな商品を開発した際の経費の一部を支給 ☑市内で飲食業を営む中小・小規模事業者(個人事業者を含む) 【支給額】最大10万

円(1回だけ) ☑7月31日(金)まで(当日消印有効)に申請書に必要書類を添付して、郵送で上尾商工会議所(〒362-0013上尾村1157)へ ※感染拡大防止のため、窓口では受け付けません。

事給付 中小企業・個人事業主支援金

中小企業等支援相談窓口 ☎830-8291

県は新型コロナウイルス感染症により経営上の影響を受けている、県内中小企業・個人事業主の事業継続や事業再開に向けた取り組みを支援します。 ☑県内の中小企業・個人事業主で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて20日以上休業している人 【支給額】20万円(県内の複数事業所を休

業している場合は30万円) 【受付期間】6月15日(月)まで 【申請方法】原則、電子申請(郵送も可) ※詳細は、県ホームページ(☎http://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/koronashien.html)をご覧ください。

事給付 マル経融資(小規模事業者経営改善資金)の利子補給

商工課 ☎777-4441・☎775-5024

☑無担保・無保証人のマル経融資(日本政策金融公庫)に対し、市が支払利子を全額補給 ☑新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高が前年の同期と比較して15%以上減少している、商工会議所の経営指導(原則6カ月以上)を受けている、令和2年2月~令和3年3月に商工会議所の推薦を受けた小規模事業者 【補給額・期間】全額(利率

1.21%)・当初3年間 【補給時期】マル経融資の利子を支払った翌年3月頃 ☑商工課へ ※令和3年2月頃、対象者へ市から通知します。マル経融資(融資上限額2千万円)の申し込みは上尾商工会議所(☎773-3111)へ ※国の支援内容により、利子補給の内容(補給時期)が変更となる場合があります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、体調がすぐれない場合は窓口での申請はご遠慮ください。

個給付 子育て世帯への臨時特別給付金

子ども支援課 ☎775-5120・☎774-5342

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため、児童手当(所得制限内)を受給している人に一時金を支給します。児童手当の受給口座へ振り込みますので、申請は不要です。☎令和2年4月分の児童手当の対象となる児童(3月まで中学生だった児童を含む)の保護者 【支給額】

対象児童1人当たり1万円 【支給日】6月10日(水)(予定) ※ドメスティックバイオレンス(DV)被害で避難している人は相談してください。 ※公務員は申請が必要です。詳しくは勤務先に問い合わせてください。 ※内容に変更がある場合は、市ホームページでお知らせします。

個給付 ひとり親家庭等子育て支援臨時給付金

子ども支援課 ☎775-6819・☎774-5342

新型コロナウイルス感染症により学校の臨時休校などの影響を受けているひとり親家庭などの児童扶養資格世帯に臨時給付金を支給します。児童扶養手当の登録口座へ振り込みま

すので、申請は不要です。☎令和2年4月1日時点の児童扶養手当受給資格者 【支給額】対象児童1人当たり3万円 【支給日】5月29日(予定)

個給付 新型コロナウイルスに感染した被保険者に傷病手当金を支給

保険年金課 (国保給付担当) ☎782-6481
(高齢者医療担当) ☎775-5125・☎775-9827

上尾市国民健康保険または埼玉県後期高齢者医療制度の加入者で、給与の支払いを受けている被保険者が、「新型コロナウイルスに感染した」[発熱などの症状があり感染が疑われる]などの理由により休業して無給になった場合、次のとおり傷病手当金の支給が受けられることがあります。詳しくは、保険年金課に問い合わせてください。 【適用期間】令和2年1月1日~9月30日(水) 【支給期間】労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服

することができなかった日数 【支給額】直近3カ月の給与収入の合計額÷就労日数×2/3×支給対象となる日数 【申請期限】支給対象となる日の翌日から2年以内 ☎申請書(保険年金課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、直接または郵送で保険年金課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※事業主や医療機関が記入する書類があります。

事貸付 農林漁業セーフティネット資金

日本政策金融公庫 さいたま支店 ☎645-5421

【償還期間・据置期間】10年以内(うち据置期間3年以内) ※無利子・無担保です。 【貸付限度額】1,200万円以内(ただし、簿記帳をしている人に限り、年間経費などの12分の12以内) ☎主業農林漁業者で、新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しく支障を来しているまたは来す恐れのある人 ※主業農林漁業者とは、農林漁業に係る所得が総所得の過半を

占めているまたは農林漁業に係る粗収益が200万円以上の個人、農林漁業に係る売上高が総売上高の過半を占めているまたは農林漁業に係る売上高が1,000万円以上の法人 ※詳しくは、日本政策金融公庫のホームページ(☎ https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_nourin-safetynet.html)をご覧ください。

事相談 個別相談会を開催

商工課 ☎777-4441・☎775-5024

	雇用調整助成金	持続化給付金
内容	社会保険労務士による雇用調整助成金に関する相談(1回当たり50分)	持続化給付金に関する相談(1回当たり25分)
とき	9:00~16:00(土)(日)(祝)、12:00~13:00を除く)	
ところ	プラザ22	
申し込み	相談日の前日17:00までに電話で商工課へ(土)(日)(祝を除く)	

※この窓口で申請手続きは出来ません。

事相談 ワンストップ窓口を開設

☎9~16時(土)(日)(祝)、12~13時を除く) ※受け付けは、15時30分までです。 ☎プラザ22 ☎セーフティネット保証の申請、県制度融資の申請

個事相談 新型コロナウイルス総合窓口を開設

新型コロナウイルス対策室 ☎775-2294

新型コロナウイルスに関するさまざまな相談を受け付ける窓口です。 ※相談内容によっては担当課につながります。

☎時とき ☎所ところ ☎内内容 ☎対対象 ☎費費用・金額 ☎記記載のないものは「無料」 ☎定定員 ☎持持ち物
☎申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 ☎問問い合わせ

個…個人向け 事…事業主向け

個 事 猶予 税の徴収猶予の特例

納税課 ☎775-5194・☎775-9846

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当の減少があった人は、申請することで1年間の市税の徴収を猶予できる場合があります。担保の提供は不要で延滞金もかかりません。猶予期間中に、状況に応じて分割納付などを行うことも可能です。☎次の①②の全てに該当する納税者または特別徴収義務者①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に1カ月以上の期間、前年に比べて収入が20%以上減少②一時に納付・納入することが困難 【対象とな

る市税】令和2年2月1日～令和3年1月31日(日)が納期限の個人住民税、法人市民税、固定資産税、国民健康保険税など ☎6月30日(火)または納期限のいずれか遅い日までに申請書(納税課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要な事項を記入し、収入や現預金の状況が分かる書類、印鑑(認め印可)などを用意して、直接または郵送で納税課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※^{エレクトックス}eLTAXでの申請も可能です。

個 猶予 国民年金学生納付特例

保険年金課 ☎775-5137・☎775-9827 / 大宮年金事務所 ☎652-3399
ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

20歳以上の大学生や専修学校生など(以下、学生)について、申請に基づき、学生期間中の国民年金保険料の納付を猶予できる制度です。通常、本人の前年所得などが一定の金額を超える場合は本制度の対象外ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で所得が減少した場合、臨時特例措置として対象となる場合があります。☎次の①②の全てに該当し、失業や事業の休廃止などに準ずる者と認められる人①令和2年2月以降に、感染症の影響で業務が失われたなど収入が減少

②当年中の所得見込額が一定額以下 【対象期間】令和2年2月分以降の保険料 ※年度毎に申請が必要です。☎マイナンバーカード(またはマイナンバーの分かる物と自動車運転免許証など本人確認ができる物)、学生証、年金手帳、印鑑(認め印可)、所得見込額の内容を明らかにできる書類 ※詳しくは、相談してください。☎直接または郵送で、保険年金課(〒362-8501本町3-1-1)または大宮年金事務所(〒331-9577さいたま市北区宮原町4-19-9)へ

個 事 猶予 水道料金・下水道使用料

業務課 ☎775-5161・☎775-9041

収入が減少しているなどの理由により、一時的に上下水道料金の支払いが困難な場合は、支払いを猶予します。☎次の①②いずれかの人①生活福祉資金貸付制度(緊急小口

資金・総合支援資金の特例貸付)の対象者②新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に支払いが困難 ☎電話で業務課へ

個 減免 国保税・保険料(後期・介護)

保険年金課(国保資格・課税担当) ☎782-6471
(高齢者医療担当) ☎775-5125・☎775-9827
高齢介護課 ☎775-5127・☎776-8872

次の対象者は、減免が受けられる場合があります。 ※詳しくは、『広報あげお』7月号でお知らせします。

①国民健康保険税(国保)

☎新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負ったまたは収入が減少した世帯 ※解雇や雇い止めなどですでに非自発的失業者に係る軽減制

度の対象となる場合は、今回の減免と併用して適用することはできません。

②後期高齢者医療保険料(後期)・介護保険料(介護)

☎新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負ったまたは生計維持者の収入が著しく減少したことにより保険料を納付することができない人

個 減免 国民年金保険料

保険年金課 ☎775-5137・☎775-9827 / 大宮年金事務所 ☎652-3399
ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

新型コロナウイルス感染症の影響で所得が減少した人は、申請により保険料の納付が免除・猶予となる場合があります。☎次の①②に該当し、失業や事業の休廃止などに準ずる者と認められる人①令和2年2月以降に、感染症の影響で収入が減少②令和2年中の所得見込額が一定額以下 【対象期間】令和2年2～6月分 ※令和2年7月分以降については別途申

請が必要です。☎マイナンバーカード(またはマイナンバーの分かる物と自動車運転免許証など本人確認ができる物)、年金手帳、印鑑(認め印可)、所得見込額の内容を明らかにできる物 ※詳しくは、相談してください。☎直接または郵送で、保険年金課(〒362-8501本町3-1-1)または大宮年金事務所(〒331-9577さいたま市北区宮原町4-19-9)へ

個 事 減免 軽自動車税(種別割)減免申請の期限延長

市民税課 ☎775-5130・☎775-9846

令和2年度分軽自動車税(種別割)の減免申請期限を7月31日(金)まで延長します。☎次の①②に該当する人①障害者手帳などを持っているまたは公益・福祉のために車両を所有し

ている②令和2年度からの減免希望で納期限までに申請ができない ※詳しくは、市ホームページ(☎http://www.city.ageo.lg.jp/page/032120042201.html)をご覧ください。